

みやこ

京・くらしの安心安全情報



京都市エシカル消費
マスコットキャラクター
「えしかるん」

5月は・・・

消費者月間です！

国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的に施行された消費者基本法の前身に当たる消費者保護基本法の施行から、昭和63年5月で20周年を迎えたことを機に、毎年5月を「消費者月間」と定めています。

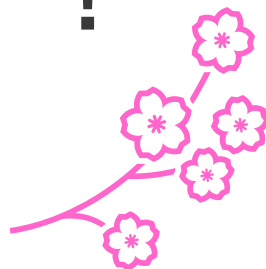
令和4年度の統一テーマは「考えよう！大人になるとできること」と、気を付けること〜18歳から大人に〜です。

成年年齢が引き下げられました！

令和4年4月1日から成年年齢が18歳になり、「18歳から大人」になります。

大人になると、住宅賃貸やクレジットカード等の契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できることが増える一方、責任も生じることとなります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

また、自分の消費が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的に良い社会の形成につながります。これを踏まえ、「今だけ」、「ここのみ」だけの消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した「自分で考える消費者」になることが必要です。



京都市では消費者月間において、消費者団体と連携し、市民の皆様を対象とした消費生活に係る講演会を5月29日(日)に開催します。是非、ご参加ください！

消費者月間イベント

テーマ

若者の未来を考える！
18歳から狙われる消費者被害

とき

5月29日(日)
14時30分～16時30分

会場

京都経済センター3階
会議室3-F

申込み

下記の二次元コードにより、
申込みできます。
申込期間：5月1日～5月25日



問合せ

NPO法人コンシューマーズ京都
☎075-251-1001

「エシカル消費」普及啓発HP
「みんなで、みんなに、いい消費。」

えしかるん



kyoto-ethical.com



京都市
CITY OF KYOTO

目次

あまい誘いにご用心！(2, 3面)

成年年齢引下げに伴い、悪質業者や金融トラブルに関する事例を通して、えしかるんたちと一緒に改めて契約について学びましょう！

「くらしの達人」消費者標語の選考結果について(4面)

たくさんのご応募、ありがとうございました！！



@kyotoethicalun



@kyotoethicalun



お試し購入編

インターネット通販編

1

1

2

2

3

3

定期購入が条件になっていないかなど、契約の内容や解約条件を確認しましょう！

- ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」などと表示されていても、よく読むと、「〇ヶ月以上の購入が必要」といった条件が、小さい文字で見えにくい部分に書かれていることもあり、注意が必要です。
- 商品を注文する前に、申込最終確認画面で、「定期購入期間」や「支払総額」なども確認しましょう。
- 電話で解約しようとしてもつながりにくかったり、契約できても解約料を求められたりする場合があります。
- 契約内容等を確認できるよう、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

インターネット通販を利用するときは慎重に！詐欺サイトの可能性も！

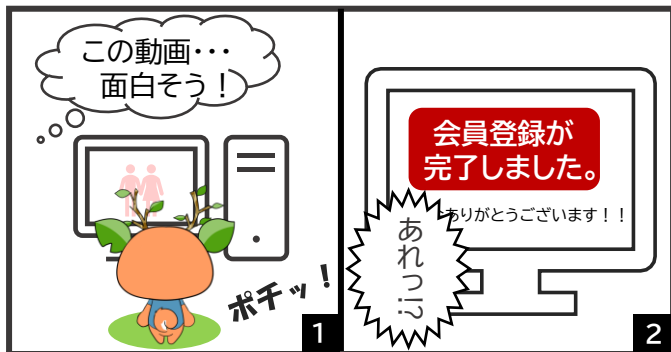
- 大幅に値引きされた商品が販売されていたり、連絡方法がメールだけの通販サイトには注意が必要です。
- 注文前に事業者の所在地や連絡先などの情報を確認しましょう。
- 支払い方法が前払いだけではなく、複数用意されているショップを選びましょう。
- 後日サイトがなくなっていることがあるので、スクリーンショットなどで記録を残しておきましょう。

詳しくは [消費者庁 インターネット通販トラブル](#) [検索](#)

クーリング・オフ できない！

契約条件を必ず確認しましょう！

ワンクリック請求編



料金を支払わないで!

○動画再生画面をタップしただけでは、『登録完了』と表示されても契約は成立していません。

電話をかけない!

○『退会手続』など、画面に表示されている事業者に連絡をすると、氏名や電話番号など個人情報が相手に知られてしまいます。

二次被害が増えています。

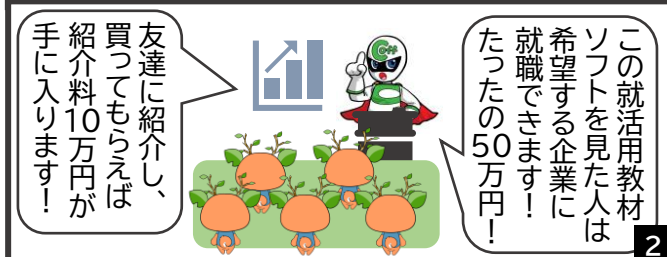
○「トラブルを解決する」「個人情報を削除する」などと書かれた広告を見て業者に対処を依頼し、高額請求されるなどの二次被害が増えています。注意しましょう。
相談は消費者ホットライン「188(いやや!)番」に。お近くの公的機関の消費生活相談窓口につながります。

- ★芸能人情報・アニメ・占いサイトなどでも同様の被害が多発!
- ★しつこく表示される請求画面を削除するには (独)情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンターのホームページを参考にしてください。
<https://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>

IPA 情報セキュリティ

検索

マルチ商法編



「簡単にもうかる」といううまい話を信じてはいけません!

- SNSを通じて知り合った人からの勧誘で、トラブルになるケースが増えています。
- 扱う商品は暗号資産や海外事業への投資、情報商材、学習教材、化粧品、健康食品などさまざまです。
- 借金してまで契約すると、多重債務に陥ることがあります。安易な契約はトラブルのもとです。

契約は成立していない

クーリング・オフとは

訪問販売など法律で決められた取引について、一定期間内であれば、消費者が無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできない場合

- 3,000円未満のものを現金で買った場合
- 健康食品や化粧品などの消耗品の一部を使用した場合
- 自動車(リース含む)

クーリング・オフ できる!

クーリング・オフすると

- 契約は、はじめからなかったこととなります。
- 受け取った商品は送料を事業者負担で返品し、支払ったお金は返してもらえます。
- サービスを受けていた場合でも、対価を支払う必要はありません。
- 損害賠償や違約金も請求されません。

○通信販売(インターネット取引含む)

- ※広告に明記されている返品特約(「10日以内は返品できます」「返品はできません」など)に従います。
- ※返品特約の表示がない場合は、商品が届いた日から8日以内であれば返品することができますが、返品送料は消費者の負担となります。

「くらしの達人」消費者標語に大変多くの応募をいただきました！

京都市では、消費者教育の一環として、家庭や学校等で子どもたちが消費者として自ら考え行動してもらうため、消費者標語を募集する「くらしの達人」事業を、毎年度実施しています。

令和3年度は、①お金の大切さ、②楽しい食事のマナー、③ネットと上手に付き合おう、④環境への思いやり、の4つのテーマを設けて募集を行ったところ、365名の小学生から579作品、1,535名の中学生から3,720作品の応募を頂きました。

これらを審査した結果、小学生の部、中学生の部でそれぞれ、京都市長賞1点、優秀賞5点、奨励賞25点を選考しましたので、お知らせします。

ここでは、京都市長賞に選ばれた作品をご紹介します。

京都市長賞

★小学生の部

声を出さず
にっこり笑って
おいしいね

★中学生の部

全員で
エゴからエコへ
変えるとき

たくさんのご応募ありがとうございました！

京都市消費生活総合センター

☎366-1319(消費生活相談専用)

☎366-1316(多重債務相談専用)

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521中京区総合庁舎3階

相談受付時間
月～金(祝・休日を除く)
午前9時～午後5時

この印刷物が
不要になれば
「雑紙」として
古紙回収等
へ！



※土・日・祝・休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、
土日祝日電話相談 ☎811-9002 午前10時～午後4時(電話相談のみ)

令和4年4月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
京都市印刷物 第044075号